

就学援助（入学準備金入学前支給） Q & A

Q. 申請はどこで行えばいいのか。

- A. 就学援助(入学準備金)の入学前支給の申請場所は、
小学校入学予定の方…入学予定の小学校の事務室、教育委員会教育支援課
または 教育委員会教育支援課へ郵送
中学校入学予定の方…現在通われている小学校の事務室、教育委員会教育支援課 または 教育委員会教育支援課へ郵送(入学予定の中学校では申請不可)となります。
また、国・県立の小中学校に入学または進級予定のお子さまがいる場合は、教育委員会教育支援課での申請となります。
詳細はホームページまたはチラシをご覧ください。

Q. 申請書はどこで取得できるか。

- A. 就学援助の申請書は、各学校にて配布、もしくは福岡市HPよりダウンロードできます。

Q. 市・県民税課税所得金額の算定対象となる期間はいつか。

- A. 令和6年(1月から12月)となります。

Q. 申請要件を確認できる書類は必要か。

- A. 要件⑤「児童扶養手当証書」、要件②⑥「課税証明書等の税証明書」は、税情報等をデータ連携するため、原則不要です。
上記以外の要件は、要件を確認できる書類が必要となります。

Q. 入学準備金の入金時期はいつか。

- A. 就学援助(入学準備金)の入学前支給の申請を1月中にされた方は、令和8年3月中に入学準備金を支給します。
なお、審査結果は3月中に申請書の住所宛に郵送します。

Q. 学用品費等の援助の申請はどうしたらよいか。

- A. 今回、就学援助(入学準備金)の入学前支給を申請し認定を受けられた方は、入学準備金以外の学用品費等も支給の対象となりますので、今回の申請とは別に就学援助の申請を行う必要はありません。

Q. 入学後に改めて申請を行う必要があるか。

A. 今回、就学援助(入学準備金)の入学前支給を申請し認定を受けられた方は、原則4月～翌年3月までが就学援助対象期間となるため、改めて令和8年度の就学援助の申請手続きを行う必要はありません。

Q. 新入学生以外に兄弟姉妹児がいるが、それぞれに申請が必要か。

A. 同一世帯に新入学生以外の兄弟姉妹児がいる世帯については、そのお子さまもあわせて申請を受付しますので、個別の申請は不要です。

Q. 1 月中の申請が難しいが、入学準備金はもらえないのか。

A. 3月以降に令和8年度の就学援助申請を行い、4月からの認定となった世帯に対しては、入学後(5 月下旬以降)に入学準備金を支給します。
なお、支給額については、3月以降に申請した場合も1月申請と同額です。

Q. 3月末に市外へ転出の予定だが、どうしたらよいか。

A. 福岡市では支給の対象とはなりません。転出予定の市町村教育委員会へご相談ください。

Q. 福岡市へ転入の予定だが、どうしたらよいか。

A. 1 月中の転入…申請受付は転入日～1月 30 日です。
2月中の転入…申請受付は3月2日以降です。(2月は受付無)
※ただし、兄弟児がいる場合は、令和7年度の申請が可能です。
3月以降の転入…申請受付は転入日以降です。

Q. 新入学生はいないが、1 月に申請を行うことができるか。

A. できません。新入学生以外の世帯は3月からの申請受付予定です。
詳細は、2月下旬以降に学校を通じてお子さまに配布するチラシでご確認ください。